

労災保険の休業補償 要点まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

労災保険の休業補償 要点まとめ

労災保険の休業補償とは

業務や通勤による負傷・疾病で4日以上休業した場合、労災保険から「休業補償給付（基礎日額の60%）」と「休業特別支給金（同20%）」が支給され、合計で基礎日額の80%が補償されます。

給付条件（3要件）

- ① 業務上の負傷や疾病で療養中
- ② 療養により労務不能
- ③ 賃金が支払われていない

労災保険の休業補償とは

給付基礎日額：約8,153円

1日あたり給付額：6,521円（端数処理後）

支給額：6,521円 × 27日 = 約176,067円（待機3日を除く）

労災保険の休業補償 要点まとめ

休業補償の申請手順

1. 労働者が労基署へ請求書を提出
2. 労基署が調査・決定
3. 給付金が振込（通常1ヶ月以内）

必要な請求書類一覧

書類名	用途
休業補償給付支給請求書	業務災害時に提出
休業給付支給請求書	通勤災害時に提出

労災保険の休業補償 要点まとめ

書類名	用途
別紙1	平均賃金の算出用
別紙2	部分休業がある場合
別紙3	複数雇用の被災者向け

補償の限界と損害賠償

労災給付では不十分な場合、企業に**安全配慮義務違反**があると認められれば、民事で損害賠償請求が可能です（労働契約法第5条）。

企業の責任

1人でも労働者を雇用すれば労災保険加入が必須です。アルバイト・パート・外国人にも適用されます。